



もうすぐ梅雨入り。すでに暑くじめじめとした日が続いておりますが、皆さまお元気でお過ごしのことと存じます。日頃から、いじめ防止に対して目配り・気配りしていただき誠にありがとうございます。

【いじめ防止サポーターの状況報告】

昨年度もいじめ防止活動にご協力いただきありがとうございました。現在のサポーター登録者数は**161**事業所、**36**団体となっております。

皆さまには、ポスター等の「**掲示**」、登下校時の「**見守り**」、職員への「**研修**」、子どもたちといじめについて考える「**グループワーク**」等、様々な活動を行っていただきました。

いじめは学校内だけで起こるものではありません。上記で挙げさせていただいた活動等を通して、地域全体でいじめ防止に対する意識の向上を図り、子どもたちが安心して暮らしていける環境を整えていくことが重要だと考えております。

今後も富士見市からいじめをなくすためにご協力をお願いいたします！



【いじめ防止サポーター制度の周知にご協力をお願いいたします！】

市で今年度より多くの皆さまにいじめ防止サポーターに登録していただき、子どもたちを地域で見守る体制を整えていきたいと考えております。いつどこで起きるかわからないいじめを防止するために、地域社会全体で見守っていくことができれば、子どもが安心・安全に暮らせる環境が作れるのではないのでしょうか。サポーターの皆さまのお近くにいじめの防止にご協力いただける事業所様や団体様がいらっしゃいましたら、制度の周知にご協力をお願いいたします。市では今年度コンビニ等にも依頼をかけ、子どもを見守る体制を整えていく予定です。



【ポスター日焼けしていませんか？】

いじめ防止サポーター制度が始まって4年目に入りました。日焼け等で色あせてしまった「いじめをなくそう！」ポスターは新しいものとお取替えいたしますので、お気軽に子育て支援課までお申し出ください。



【いじめ防止関連ニュース】

●「富士見市いじめ防止基本方針」が改訂

平成30年3月に「富士見市いじめ防止基本方針」が改訂されました。主な改定内容は下記のとおりです。

- ・教員の負担軽減を図り、子どもと向き合う時間を確保することを明記。
- ・東日本大震災により被災した児童生徒等、避難している児童生徒への配慮を明記。
- ・発達障がい、外国籍の子ども、性同一性障がい等、特に配慮が必要な児童生徒への対応を明記
- ・「いじめの解消」の定義を明記。

⇒「解消している」状態とは下記2点を満たしている必要がある。

- ① いじめに係る行為が少なくとも3か月以上止んでいる
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

●7月は「青少年の非行・被害防止特別強調月間」

国では次代を担う青少年の非行・被害の防止について理解を深めるため、毎年7月を「青少年の非行・被害防止特別強調月間」として啓発を行っています。重点課題の1つとしていじめ・暴力行為等の問題行動への対応が挙げられておりますので、いじめ防止ポスターをより目立つところに掲示したり、登下校時の見守り回数を増やす、子どもと一緒にグループワークを行うなど、いじめ防止活動の強化にご協力をお願いいたします。



●鶴ヶ島市で発生した事件について

昨年11月、鶴ヶ島市で小学6年生の女子児童がいじめを苦に自殺してしまうという痛ましい事件が発生しました。報告書によるとコンビニで文房具などを買わせたり、カラオケに行き、その料金と飲食代などを払わせたり、学校の外でも行われていたことが明らかになりました。また、不審に思ったコンビニの店員さんが声をかけると、いじめられていると訴えたようです。その後の対応等について、詳細はまだ明らかになっていません。

しかし、コンビニの店員さんがいじめを発見できたということが1つのポイントではないでしょうか。登下校中やお店に来た際、休日など、子どもが嫌がらせを受けていたり、いじめられている場面を発見したら、声かけをしていただいたり、市役所や学校へご連絡いただくようご協力よろしく願いいたします。

